

一般財団法人神奈川県建築安全協会
建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

(責務)

- 第1条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（計画書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び乙が定める建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 甲は、乙への計画書、申請書及び添付図書（以下「提出書類」という。）に記載の事項が事実と相違ない内容を記載しなければならない。
 - 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 4 乙は、甲から乙の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務（以下「判定業務」という。）の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 5 甲は、業務規程に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の判定料金（証明料金を含む。以下「判定料金」という。）を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 6 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求があるときは、乙の判定業務の遂行に必要な範囲において、引受承諾書に定められた業務の対象の建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 7 甲は、乙が判定業務を行う際に、対象建築物の敷地又は工事場に立入、業務上必要な調査又は検査を行うことが出来るように協力しなければならない。
 - 8 甲は、乙の判定業務において対象建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）及び軽微変更該当証明申請（以下「申請」という。）に係る提出書類に関し、乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書の提出等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。
- 2 乙は、適合判定通知書を交付することができない合理的な理由があるときは又は計画若しくは申請が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、前項の期間を延長することができる。
 - 3 乙は、甲が前条第5項から第8項までに定める責務を怠ったとき、その他乙の責めに期すことが出来ない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延

長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(判定料金の支払期日)

第3条 甲の支払期日は、計画及び申請を受理した日とする。ただし、甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

- 2 甲が第1項の支払期日までに判定料金を支払わない場合には、乙は、適合判定通知書又は軽微変更該当証明（以下「適合判定通知書等」という。）を交付しない。この場合、交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(判定料金の支払い方法)

第4条 甲は、判定料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振り込みの方法で支払うものとする。なお、振込に係る費用は甲の負担とする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(審査中の計画変更)

第5条 甲は、適合判定通知書等の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、甲は、当該計画の提出又は申請（以下「提出等」という。）を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物の計画を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

- 2 前項の提出等の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったのものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのないとき

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画の提出等を取り下げる旨を通知することにより、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該判定料金がいまだ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、判定料金を支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合判定通知書等を交付することができないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該判定料金がいまだ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1 この契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物が建築基準法その他の法令に適合することを保証しない。

2 乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出等した提出書類に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定業務の結果に責任を負わない。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は事故の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 既に公知の情報である場合
- (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
- (3) 所管行政庁から求められた場合

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り、協議の上、定めるものとする。

(附則)

この約款は、平成29年6月1日より施行する。

この約款は、令和6年4月1日より施行する。